

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ)				
	法人名				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒			
	電話()	-			
	納税地	〒			
税務署長殿	(フリガナ)				
	代表者氏名	◎			
	代表者住所	〒			
		電話()	-		
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度(自) 月 日(至) 月 日			
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日		
事業の目的	(定款等に記載しているもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地	
	(現に営んでいる又は営む予定のもの)				
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(□分体型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()				
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等		
設立の形態が2~4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 3 株主等の名簿(削除) 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()			
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類等			
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無				
関与税理士	氏名	事務所所在地			
		電話()	-		
設立した法人が連結する法人である場合	連結親法人名	〒		所轄税務署	
	連結親法人の納税地	電話() -			
		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人 年月日	連結子法人 年月日	(規格A4)
税理士署名押印	◎				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印 年月日 確認印

21. 06改正

(法1201)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ)				
	法人名				
	本店又は主たる事務所の所在地	〒			
	電話()	-			
	納税地	〒			
税務署長殿	(フリガナ)				
	代表者氏名	◎			
	代表者住所	〒			
		電話()	-		
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度(自) 月 日(至) 月 日			
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日		
事業の目的	(定款等に記載しているもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地	
	(現に営んでいる又は営む予定のもの)				
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(□分体型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()				
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等		
設立の形態が2~4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他()			
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類等			
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無				
関与税理士	氏名	事務所所在地			
		電話()	-		
設立した法人が連結する法人である場合	連結親法人名	〒		所轄税務署	
	連結親法人の納税地	電話() -			
		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日	連結親法人 年月日	連結子法人 年月日	(規格A4)
税理士署名押印	◎				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印 年月日 確認印

20. 06改正

(法1201)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

- 1 提出部数及び添付書類等
この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。
なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。
① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し
② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
(注)1「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。
2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。)

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は他の株主等との関係

- (前)除
④ 設立趣意書
⑤ 設立の時の貸借対照表
⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し
2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
(4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。
(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の法前個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
(10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(12) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当ものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

- 1 提出部数及び添付書類等
この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。
なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。
① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し
② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
(注)1「オンライン登記情報提供制度」(http://www.touki.or.jp)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。
2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。)

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は他の株主等との関係

- ④ 現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的の明細を記載した書類
⑤ 設立趣意書
⑥ 設立の時の貸借対照表
⑦ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑧ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し
2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
(4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。
(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
(10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(12) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当ものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		※整理番号							
		(フリガナ)							
平成 年 月 日	給与支払事務所等	名称							
		所在地		〒					
		電話 () -							
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		㊞					
所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。									
記									
給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日	平成 年 月 日	屋 号							
開設・廃止の内容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input type="checkbox"/> 開業 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖	事務担当者の氏名及びその所属する係名						
	住所又は本店の所在地		関与税理士 (フリガナ) 氏 名	電話 () -					
事業種目									
給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日	移転前の所在地							
従事員数及び給与支払の状況									
区 分	役 員	事務職員	営業・工員	その他	計				
従 事 員 数	人	人	人	人	人				
給与の定め方	/								
税額の有無						有・無	有・無	有・無	有・無
(その他参考事項)									
税理士署名押印		㊞							
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	用紙交付	通信日付印	年月日	確認印

21. 06 改正

(源0301)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		※整理番号						
		(フリガナ)						
平成 年 月 日	給与支払事務所等	名称						
		所在地		〒				
		電話 () -						
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名		㊞				
所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。								
記								
給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日	平成 年 月 日	屋 号						
開設・廃止の内容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input type="checkbox"/> 開業 <input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖	事務担当者の氏名及びその所属する係名					
	住所又は本店の所在地		関与税理士 (フリガナ) 氏 名	電話 () -				
事業種目								
給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日	移転前の所在地						
従事員数及び給与支払の状況								
区 分	役 員	事務職員	営業・工員	その他	計			
従 事 員 数	人	人	人	人	人			
給与の定め方	/							
税額の有無						有・無	有・無	有・無
(その他参考事項)								
税理士署名押印		㊞						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	通信日付印	年月日	確認印

18. 06 改正

(源0301)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※	一連番号	
	税務署	整理番号	
	処理	提出年月日	年 月 日
	欄	通信日付印	確認印
租税特別措置法第68条の6(公益法人等の損益計算書等の提出)の規定に基づき、 別添のとおり <u>損益計算書</u> を提出します。 収支計算書			
事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
(フリガナ)			
法人名			
主たる事務所の所在地	〒 電話 () -		
(フリガナ)			
代表者氏名			
損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。 なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。 また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

公益法人等の収支計算書の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※	一連番号	
	税務署	整理番号	
	処理	提出年月日	年 月 日
	欄	通信日付印	確認印
租税特別措置法第68条の6(公益法人等の収支計算書の提出)の規定に基づき、別添のとおり <u>収支計算書</u> を提出します。			
事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
(フリガナ)			
法人名			
主たる事務所の所在地	〒 電話 () -		
(フリガナ)			
代表者氏名			
収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください(雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください)。 なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。 また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所

住 所 (納 税 地)	
(フリガナ)	
氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 氏 名	

氏名

印

印

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

特定信託の名称:

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4
証明を受けようとする税目 (該当する税目にレ印を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他()税	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税	<input type="checkbox"/> 申告所得税 <input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及び地方消費税 <input type="checkbox"/> その他()税 <small>※ その3の2、その3の3の場合は記入する必要はありません。</small>	
証明を受けようとする国税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受けようとする事項	・納付すべき税額 ・納付済額 ・未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入してください。)	所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所得種類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に、その3の3は「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないこととなります。	滞納処分を受けたことがないこと
証明書の請求枚数	枚	枚	枚	枚

証明書の使用目的 資金借入 入札参加指名称 登録申請(更新) 保証人 その他()

※ 税務署整理欄

本人(代理人)確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身分証明書() <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付) <input type="checkbox"/> その他()	確認者																							
委任事実の確認	<input type="checkbox"/> 電話照会 <input type="checkbox"/> 印鑑照会 <input type="checkbox"/> 申告書等確認 <input type="checkbox"/> その他()																								
収入印紙	<table border="1"> <tr> <th>その1</th> <th>税目数</th> <th>年度</th> <th>枚</th> <th>円</th> <th rowspan="4">合計 (内現金 円)</th> <th rowspan="4">確認者</th> <th rowspan="4">証明 番号</th> </tr> <tr> <td>その2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	その1	税目数	年度	枚	円	合計 (内現金 円)	確認者	証明 番号	その2					その3					その4					
その1	税目数	年度	枚	円	合計 (内現金 円)	確認者				証明 番号															
その2																									
その3																									
その4																									
納付一連番号																									

整理番号

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

- 1 納税者の方の住所・氏名（法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名）を記入し押印してください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。
 - ※ 1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、連結親法人に係る名称及び代表者氏名を記入してください。
 - ※ 2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。
- 2 証明書の種類に□を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。なお、必要とする証明書の種類、年度、税目等が不明な場合は、提出先にご確認をお願いします。
 - その1 …… 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。
 - その2 …… 所得金額についての証明です。
法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」、「各連結事業年度の連結所得の金額」又は「特定信託の各計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。
 - その3 …… 未納の税額がないことの証明です。
個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に□を付けてください。
 - その4 …… 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。
- 3 証明を受けようとする税目に□を付けてください。
- 4 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。
申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」、「連結事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。
なお、連結申告に係る「連結事業年度」の場合は◎と「年分」欄に併せて記入してください。
- 5 その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に□を付けてください。
- 6 申告所得税についてその2の証明書を請求される方は、証明を受けようとする事項の該当欄にレを付けてください。
- 7 証明書の請求枚数を記入してください。
- 8 証明書の使用目的を記載してください。
- 9 納税証明書の交付請求には手数料（収入印紙又は現金）が必要です。手数料の金額は次の算式で求められます。

種 類	税目数		年度		枚数		単 価		小 計	合 計
その1		×		×	×	400円	=			
その2				×	×	400円	=			
その3等					×	400円	=			

収入印紙をはって手数料を納める場合には、収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。

なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。

- 10 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。
- 11 その他、不明な点は係員にお尋ねください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書
(その2 所得金額用)

納税地	
法人名	
代表者氏名	

(税目：法人税)

事業年度	所得金額	
	申告額	更正決定後の金額
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		

法(証明)第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
税務署長
財務事務官

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 証 明 書

(その2 所得金額用)

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

(税目：法人税)

事 業 年 度	所 得 金 額	
	申 告 額	更 正 決 定 後 の 金 額
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		

法 (証明) 第 号

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書（その2 所得金額用）－正本－

1 使用目的

「納税証明書（その2 所得金額用）－正本－」は、納税者交付用の納税証明書として使用する。

2 記載要領

(1) 単体申告の場合

電算処理により作成を行う。

項 目		内 容	
納 税 地	法人の納税地を印字する。	(注) 「納税地」、「法人名」又は「代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する項目がある場合には、すべての項目を印字しない。	
法 人 名	法人の名称を印字する。		
代 表 者 氏 名	代表者の氏名を印字する。		
事 業 年 度	証明の対象とする事業年度を印字する。		
所 得 金 額	申 告 額	申告による所得金額（申告がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。	
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。	
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器の使用で「有」を選択した場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。		

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

(2) 連結申告の場合


電算処理により作成を行う。

項 目		内 容	
納 税 地	連結親法人の納税地を印字する。		
法 人 名	連結親法人の名称を印字する。		
代 表 者 氏 名	連結親法人の代表者の氏名を印字する。		
事 業 年 度	証明の対象とする連結事業年度を印字する。		
所 得 金 額	申 告 額	申告による連結所得金額（申告がない場合は「*」）を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。	
	更 正 決 定 後 の 金 額	更正又は決定による連結所得金額（更正又は決定がない場合は「*」）を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。	
備 考	次の文を併せて印字する。 「上記の「事業年度」は連結事業年度を、「所得金額」は連結所得金額を示します。」		
* 税 務 署 名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器を使用する場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。		

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。


改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 <p>事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法人名等	
		納税地	電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名		⑥
		代表者住所		
連 届 出 の 対 象 が 連 籍 子 法 人 である 場 合 に 係 り 記 載 する 場 合 は 必 ず 記 載 する こと と な り ます。	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所	業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。				
記				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由				
⑥ その他参考となるべき事項				
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ハ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ニ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
届出期限となる日	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ			
税理士署名押印	⑥			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
備考	通信日付印	年 月 日	確認印	

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 <p>事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法人名等	
		納税地	電話() -	
		(フリガナ) 代表者氏名		⑥
		代表者住所		
連 届 出 の 対 象 が 連 籍 子 法 人 である 場 合 に 係 り 記 載 する 場 合 は 必 ず 記 載 する こと と な り ます。	(フリガナ) 法人名等	※ 整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所	業 種 番 号		
		整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。				
記				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表1 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由				
⑥ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況	付表2 (No. ~No.) のとおり。			
⑦ その他参考となるべき事項				
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ハ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ニ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
届出期限となる日	<input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ			
税理士署名押印	⑥			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿
備考	通信日付印	年 月 日	確認印	

(規格A4)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から5月を経過する日。以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

(注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表1までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から5月を経過する日。以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

(注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表2までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- (3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。
- (4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。
なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。
- (6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。
- (7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。
なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。
(削 除)

(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

- (9) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。
 - ・区分①(株主総会等の決議) … 「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日(保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日)を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。
また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。
 - (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に該当する日の前日(翌月にその該当する日がないときは、その月の末日)となります。
(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に該当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)
 - ・区分②(新設法人) … 「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。
 - ・区分③(臨時改定事由) … 区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。
また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。

(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- (3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。
- (4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。
なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。
- (6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表1に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。
- (7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。
なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。
- (8) 「⑥ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表2に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。

(9) 「⑦ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

- (10) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。
 - ・区分①(株主総会等の決議) … 「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日(保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日)を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。
また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。
 - (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に該当する日の前日(翌月にその該当する日がないときは、その月の末日)となります。
(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に該当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)
 - ・区分②(新設法人) … 「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。
 - ・区分③(臨時改定事由) … 区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。
また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。

(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(12) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 (事前確定届出給与等の状況)

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()	
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (職務執行期間)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
	当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	今回の届出額	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	今回の届出額	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	翌会計期間	届出額	・ ・
		支給額	・ ・

規格 A 4

21・06改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 1 (事前確定届出給与等の状況)

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()			
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (職務執行期間)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事前確定届出給与に関する事項	直前の会計期間	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・ ・	・ ・
			支給額	・ ・	・ ・
			今回の届出額	・ ・	・ ・
	今回の届出額		・ ・	・ ・	
	今回の届出額		・ ・	・ ・	
	今回の届出額		・ ・	・ ・	
	翌会計期間	今回の届出額	・ ・	・ ・	

18・06

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- この付表は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No.」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。
 - 「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
(支給済分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 3 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
(支給予定分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- 退職給与
- 法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与
- ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 1（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- この付表 1 は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表 1 を作成してください。この場合には、右上端の「No.」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。
 - 「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
(支給済分) 「直前の会計期間」及び「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 3 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
(支給予定分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- 退職給与
- 法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与
- ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表２（事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況）

No.	
-----	--

事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()	事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()
支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()	事前確定届出給与対象者 以外の役員の氏名 (役 職 名)	()
支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.
.	.	.	.

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表2 (事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況) の記載要領等

- 1 この付表2は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
なお、複数枚にわたる場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 2 「支給時期(年月日)」欄及び「支給金額(円)」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度において、この届出に係る事前確定届出給与対象者以外の役員に対して支給した、又は支給しようとする給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給金額を、その役員ごとに記載してください。
(注) この給与には、次の給与を含みません。
 - ① 退職給与
 - ② 法人税法第54条第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権による給与
 - ③ ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第3項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）

ロ 半製品

ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）

ニ 主要原材料

ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。

イ 原 価 法

(イ) 個別法による原価法

(ロ) 先入先出法による原価法

(削 除)

(ハ) 総平均法による原価法

(ニ) 移動平均法による原価法

(削 除)

(ホ) 最終仕入原価法による原価法

(ウ) 売価還元法による原価法

ロ 低 価 法

(イ) 個別法による原価法に基づく低価法

(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法

(削 除)

(ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法

(ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法

(削 除)

(ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

(ウ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第3項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）

ロ 半製品

ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）

ニ 主要原材料

ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。

イ 原 価 法

(イ) 個別法による原価法

(ロ) 先入先出法による原価法

(ウ) 後入先出法による原価法

(エ) 総平均法による原価法

(カ) 移動平均法による原価法

(キ) 単純平均法による原価法

(ク) 最終仕入原価法による原価法

(ケ) 売価還元法による原価法

ロ 低 価 法

(イ) 個別法による原価法に基づく低価法

(ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法

(ウ) 後入先出法による原価法に基づく低価法

(エ) 総平均法による原価法に基づく低価法

(カ) 移動平均法による原価法に基づく低価法

(キ) 単純平均法による原価法に基づく低価法

(ク) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

(ケ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先(〒)電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所	業 種 番 号	
	事業種目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印 ㊟

※ 税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
-----------	----	-----	------	-----	----

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先(〒)電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所	業 種 番 号	
	事業種目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印 ㊟

※ 税務署 処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
-----------	----	-----	------	-----	----

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第28条第1項第1号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

- この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6)
この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
(注) 平成 21 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度から平成 22 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産(旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するもの)に限ります。)について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書(この申請様式に所定の事項を記載したもの等)を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。
※ 旧評価方法とは、平成 21 年改正前の法人税法施行令第 28 条第 1 項第 1 号ハ《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第 2 号に掲げる低価法を含みます。)をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第 28 条第 1 項各号に掲げる方法をいいます。

(以下省略)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

- この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6)
この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
(追 加)

(同 左)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

① 次のイからニに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第66条の13)

イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。)

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

ニ 人格のない社団等

② 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成21年改正前の租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成21年2月1日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成21年改正前の租税特別措置法第66条の13)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併等による解散を除く。)

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の(2)から(3)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第66条の13)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併等による解散を除く。)

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
 - 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に経過したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- イ 「納付の確定した法人税額 6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額 8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額 9」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額 10」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額 11」欄には、租税特別措置法第 42 条の 6 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
- (5) 「還付金額 15」欄には、 $14 \times \frac{2}{5}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額 1」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表 1 の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- イ 「納付の確定した法人税額 6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額 8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額 9」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額 10」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額 11」欄には、租税特別措置法第 42 条の 6 第 6 項又は第 7 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
- (5) 「還付金額 15」欄には、 $14 \times \frac{2}{5}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額 1」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表 1 の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。
なお、この請求書の提出（還付請求）が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであっても、その提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、2通（調査課所管法人の場合は3通）を納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限ります。

- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、清算事業年度予納申告書と同時に提出してください。
 - (1) 継続の場合は、継続の日の前日
 - (2) 合併により消滅した場合は、合併の日の前日
の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出の日
なお、やむを得ない事情によって清算事業年度予納申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※課税/非課税		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連体結法人	法人名等	
平成 年 月 日		納税地	〒	電話() -
税務署長殿		(フリガナ)		
		代表者氏名		ⓐ
		代表者住所	〒	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※	整理番号
	法人名等		税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期
	(フリガナ)	電話() -	署	業 種 番 号
	代表者氏名		処	整 理 簿
	代表者住所	〒	理	回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査
法人税法第134条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記				
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度		自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額		_____		
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1		
	還付法人税額	2		
	繰越控除された法人税額	3		
仮装経理法人税額(1-2-3)		4		
法人税法第134条の2第4項に規定する事実の生じた日		平成 年 月 日		
(生じた事実の詳細)				
(その他参考となるべき事項)				
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	
			3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

税 理 士 署 名 押 印					ⓐ	(規格A4)		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考	通信日付印	年月日	確認印

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成 21 年 4 月 1 日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 134 条の 2 第 4 項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
 - (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があったこと
 - (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと。
 - (3) 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (4) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第 60 条の 2 第 1 項で定めるものがあったこと（(3)に掲げるものを除きます。）。
- 2 この請求書は、法第 134 条の 2 第 4 項に規定する事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に 2 通（調査課所管法人の場合は 3 通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額 20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第 134 条の 2 第 2 項、第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。

(注) ロの「還付法人税額 2」欄に、法第 134 条の 2 第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額がある場合には、還付を受けようとする仮装経理法人税額はないこととなります。

 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日	
	殿		

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた 自 平成 年 月 日 についての
至 平成 年 月 日

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求については、調査した結果、
下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 〃 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の
還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……(の一部)……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※課税/非課税	



平成 年 月 日

税務署長殿

提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法 人 名 等	
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓢ

連 結 子 法 人 (届の宛先が連結字大である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 整理番号	
	〒 (局 署)	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	決 算 期	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	業 種 番 号	
		整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、
租税特別措置法 〔第66条の2第1項 第68条の85の4第1項〕(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。
記

先 行 取 得 土 地 等	所 在 地		
	面 積	m ²	m ²
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取 得 価 額	円	円
そ の 他 参 考 と なる べ き 事 項			

税 理 士 署 名 押 印 Ⓢ

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	----------	-----	-----------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。

2 この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地及び「代表者氏名」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、本店又は主たる事務所の所在地及び「代表者氏名」を記載してください。
- (3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。
- (4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。
- (5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。
- (6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。



改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号			
				※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	(フリガナ) 納税地	〒	電話() -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	〒				部 門	
	(フリガナ) 代表者住所	〒				決 算 期	
	事 業 種 目					業 種 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)			整 理 簿	
(フリガナ) 法人名等		(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地		電話() -	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
適格分社型分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85の4第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記							
分割承継法人等		法人名等					
		納税地					
		代表者氏名					
適格分社型分割等の年月日 平成 年 月 日							
他 の 土 地 等	所 在 地						
	面 積	m ²	譲 渡 年 月 日	平成	年	月	日
先 行 取 得 土 地 等	所 在 地						
	面 積	m ²	取 得 年 月 日	平成	年	月	日
	取 得 価 額	円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)				
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金 額		円					
(その他参考となるべき事項)							
税 理 士 署 名 押 印							
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日 確認 印

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第 66 条の 2 第 1 項又は第 68 条の 85 の 4 第 1 項(平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後 10 年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分社型分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときにおいて、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の年月日」欄には、適格分社型分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第 66 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 85 の 4 第 7 項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号		
		(フリガナ)				
		法人名等				
		納税地	〒			
		(フリガナ)	電話() -			
		代表者氏名			㊟	
租税特別措置法施行規則第22条の19第4項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。						
記						
特被 合 併 に 法 係 る 人	(フリガナ)			特定合併年月日	年 月 日	
	法人名等					
	納税地	〒 (局 署)		特定合併に係る控除済負のれん発生益の額	円	
	(フリガナ)	電話() -				
	代表者氏名				㊟	
特及 合 併 に よ り 信 託 受 益 権 の 明 細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額	
				m ²	円	
	合計					
その他参考と なるべき事項						
税理士署名押印		㊟				
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	
				通信日付印	年月日 確認 印	

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第 22 条の 19 第 5 項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる基因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
 - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第 22 条の 19 第 3 項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
 - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等及び土地等信託受益権の明細」の各欄
 - イ 「資産の明細」欄には、土地、土地の上に存する権利又は土地等信託受益権の別を記載してください。
 - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
 - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
 - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
 - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

対外船舶運航事業を営む法人の
日本船舶による収入金額の
課税の特例に関する届出書

		※整理番号		
		※経理処理欄		
平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 体 <input type="checkbox"/> 結 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 法 <input type="checkbox"/> 人	(フリガナ) 法人名等		
		納税地	〒	電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名		Ⓜ
		代表者住所	〒	
		事業種目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等		※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所	〒	業 種 番 号	
	事業種目		整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 対外船舶運航事業を営む (連結) 法人の日本船舶による収入金額 の課税の特例の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。				
認定を受けた日本船舶・船員 確保計画に記載された計画期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
同上の計画について変更認定が あった場合の変更後の計画期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
添 付 書 類		1 海上運送法第35条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し 2 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第3条第2項に規定する認定通知書の写し		
(その他参考となるべき事項)				
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿
				備考
				通信日付印
				年 月 日
				確認 印

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による
収入金額の課税の特例に関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第59条の2第1項又は措置法第68条の62の2第1項に規定する対外船舶運航事業を営む法人(又は連結法人)の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。
また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、海上運送法第35条第4項の規定による変更の認定(当該認定により海上運送法第35条第3項第5号に掲げる基準に適合することとなったものに限り、以下「変更認定」といいます。)があったことにより計画期間が変更された場合にも、変更後の計画期間を届け出る場合にもこの届出書を使用してください。
- 2 この届出書は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに提出してください。また、計画期間の変更を届け出る場合には、変更認定があった後、できるだけ速やかに提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間」欄には、海上運送法第35条第3項第5号に掲げる基準に適合するものとして同条第3項の認定を受けた同条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間を記載してください。
また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、変更認定があったことにより計画期間が変更された場合には、変更後の計画期間を「同上の計画について変更認定があった場合の変更後の計画期間」欄に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 海上運送法第35条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し
※ 変更後の計画期間を届け出る場合には、変更認定後の日本船舶・船員確保計画の写し
 - (2) 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第3条第2項に規定する認定通知書の写し
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	連結 予定 法人 (申請 法人)	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は 出資金の額	円
		主要株主等 の状況	付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)のとおり
		連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 法人)

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を
 至平成 年 月 日
 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
 第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
 平成 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
 法人名 _____ 納税地 _____

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態		記帳時期		

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
 連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日

5 添付書類
 1 出資関係図
 2 グループ一覧

税理士署名押印 _____ ◎

規格A

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-----------	-------	-------------

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
 (法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)

この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

- (1) 原則(法人税法第4条の3第1項)
この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の6月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。
なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。
(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係があるすべての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時点で、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。
- (2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)
連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出することができます。
この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。
イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日
ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日

2 添付書類

- 申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。
- (1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
(注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。
- (2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。
- (3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。
また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記載」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記載時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- (4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。
- (1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。
(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。
(3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。
(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。
(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。
(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号 子

連結子法人となる法人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名			部 門	
	納 税 地	〒 電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	◎		入 力	
	事 業 種 目	業		備 考	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円			
	発 行 済 株 式 等 の 状 況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり			

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等
申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は関連法人のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。
法 人 の 区 分 : 時価評価法人 関連法人
連結子法人適用開始年度 : 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

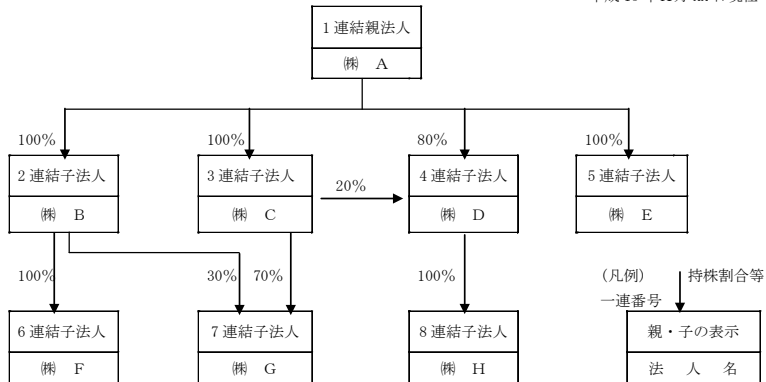
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

平成 15 年 X 月 XX 日現在



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 15 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麴町	株 A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

法人税法施行令第14条の7第4項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)

親

		連結親法人となる法人の法人名	
連結親法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額			
連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等			
氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合 %

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する連結親法人となる法人の申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表2(発行済株式等の状況)

連結子法人となる法人の法人名

子

連結子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額		1	
法人税法施行令第14条の6第1項第1号に規定する株式又は出資の状況	連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額	2	
	(1) - (2)	3	
法人税法施行令第14条の6第1項第2号に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数	4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数	5	
	(4)及び(5)の株式数の合計	6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうちに占める割合(3)	7	%
(3)-(6)(※7の割合が5%未満の場合に限る)		8	

連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等

法人名	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12((11)/(8))	13
			%	

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領

- 1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。
 - (1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。
 - (2) 同条第 3 項第 2 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。
- 2 各欄の記載要領
 - (1) 「2 連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する株式数又は出資金額を記載してください。
 - (2) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号イに規定する株式数を記載してください。
 - (3) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号ロに規定する株式数を記載してください。
 - (4) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
 - (5) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

平成 年 月 日 税務署長 殿	連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
		発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※ 税務署処理欄 備考	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は出資金の額		業種番号
	最初の連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
参考事項			添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧

税理士署名押印 ◎

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	備考
----------	----	-----	------	----	----

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法施行令第14条の7第1項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

2 添付書類

届出書の提出に当たっては、次の書類を各1通(連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

- (1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
- (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

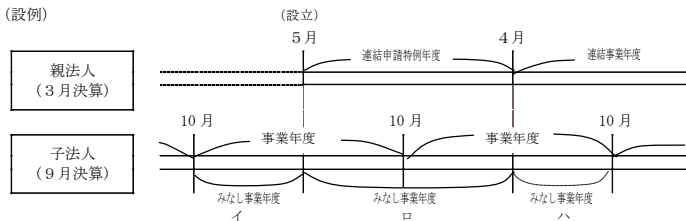
3 各欄の記載要領

- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
- (2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

連結納税の承認の申請書を法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受けて提出した場合には、以下の点に注意してください。

- (1) 法人税法第14条第6号の規定により、申請に係る連結子法人となる法人には、次のみなし事業年度が生じます。
 - イ 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間
 - ロ 連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間
 - ハ 連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間
 - (注) 申請に対する承認を受けた場合には、ハのみなし事業年度は生じません。
- (2) 上記(1)イに掲げる事業年度については、承認の有無に関係なく法人税確定申告書及び消費税確定申告書の提出が必要となります。

(設例)



改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類
(初葉)

税務署受付印

加入

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名	※ 整理番号
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連連連 結結結 親親親 法法法 人法法 とな るる 法法 人法	納税地	※ 連結グループ整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名	〒 電話 () -	
	事業種目		業
	資本金又は 出資金の額		円

- 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類を提出します。
- 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分	完全支配関係	<input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日
	加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 法人税法第15条の2第2項(同条第3項)	平成 年 月 日

完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法人名	※ 税務署 処理欄	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は 出資金の額		業種番号
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり		備考

- 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日
- 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日
法人名 納税地
- 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
帳票形態	記帳時期			

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印

規格A4

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確認 印
-------------	----	---------	----------	--------	--------	-----------	-------	----------	-----------------------------	---------

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)

- 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
- (1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合)
 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3②)
 ◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
 ② 当該連結子法人となる法人
 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく
 ◇提出先:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後にあつては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長)
 ◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通))
 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
 ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
 (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- (2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合)
 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度開始の日の1月前の日から当該開始の日以後1月を経過する日までの期間において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該連結子法人となる法人の加入年度終了の日が当該期間内にある場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法15の2③)
 ◇提出法人:当該連結親法人
 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入年度に係る確定申告書の提出期限
 ◇提出先:当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 ◇提出部数:3通

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する口にレ印を付してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する口にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。
 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後にあつては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する口にレ印を付してください。
- (3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する口にレ印を付してください。
- (4) 「完全支配関係を有することとなった日」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。
- (5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。
 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。
- (6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
- (7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する口にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- (8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

法人名

加入

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

- 法人税法第15条の2第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

加入年度：自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当するにレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

- 法人の区分： 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項)
- 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度：自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(2)

3 その他事項

時価評価に関して、法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当するには、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	※ 整理番号		
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	法人名		※ 連結グループ整理番号	
		納税地	〒 電話 () -		
		(フリガナ)	代表者氏名		
		事業種目			業
		資本金又は出資金の額			円

離脱

法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成 年 月 日
が生じた日	

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ)	※ 税務署処理欄	署名	
	法人名		整理番号	
	納税地	〒 電話 () -	部門	
	(フリガナ)	代表者氏名	決算期	
	事業種目	業	業種番号	
	資本金又は出資金の額	円	備考	

事由の発生の基因となった事実	連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況 付表3(連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり	
----------------	--	--

税理士署名押印	
---------	--

※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	適用状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備考
----------	----	-----	------	----	------	-----------------------------	----

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領

- 1 この書類は、法人税法施行令第 14 条の 9 第 2 項の規定により、次の法人（連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。）がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。
 - (1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②一）
 - ◇提出法人：当該連結親法人及び当該連結子法人
 - ◇提出期限：連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通（連結子法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人が調査課所管である場合には、2 通））
 - (2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合（令 14 の 9 ②二）
 - ◇提出法人：① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
② 当該連結子法人となる法人
 - ◇提出期限：完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：それぞれの法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通（連結子法人となる法人が提出する場合には、1 通（当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2 通））
 - (3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合（令 14 の 9 ②三）
 - ◇提出法人：当該連結親法人
 - ◇提出期限：連結子法人がなくなった日以後遅滞なく
 - ◇提出先：当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ◇提出部数：3 通
- 2 添付書類
この書類の提出が上記 1 (1) 及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各 3 通添付してください。
 - (1) 出資関係図（この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図）
 - (2) グループ一覧（この書類の提出時における連結親法人及びすべての連結子法人等を記載した一覧表）

(注) 「連結納税の承認の申請書（次葉）」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- 3 各欄の記載要領
 - (1) この書類の上欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。
(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - 2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。
 - (1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合
(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
 - (2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合
(連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)
「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)
「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」
 - (2) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
 - (3) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記 1 (3)による提出の場合には記載不要です。
 - (4) 「事由の発生の基因となった事実」欄は、1 に掲げる事由の発生の基因となった事実（例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど）を記載してください。
また、「連結子法人又は連結子法人となる法人の主要株主等の状況」欄は、この書類の提出が連結子法人又連結子法人となる法人による場合、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表 3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)

離脱

連結子法人等の法人名	
------------	--

連結子法人等の発行済株式の総数又は出資の総額	
------------------------	--

連 結 子 法 人 等 の 主 要 株 主 等 の 株 式 数 等

氏名又は名称	住所又は所在地	保有株式数 又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数 又は出資金額の割合 %

規
格
A
4

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)は、「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の添付書類として連結子法人等の主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結子法人等の主要株主等の株式数等」欄は、連結完全支配関係等を有しなくなった直後における発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位10株主等に係る氏名等を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		(記 号 番 号)
		平成 年 月 日
法 人 名		
代 表 者 名		殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査したところ、相当と認められるので、これを承認したから通知します。
不相当 却下

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 所 在 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号)
		平成 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 の 取 消 通 知 書

貴法人の連結納税の承認は、次の事実が法人税法第4条の5第1項第 号に該当するので、これを取り消したから通知します。

(取消処分の原因となった事実)

(規格 A 4)

17.03 改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の取りやめの承認の申請書 (初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	申請親法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 _____ 電話() - _____
		(フリガナ) 代表者氏名	㊟
		事業種目	業
		資本金又は 出資金の額	円
		連結子法人	次業のとおり (子法人数 法人)

法人税法第4条の2の規定の適用を受けることをやめたいので、同法第4条の5第4項の規定により申請します。

1 連結納税を取りやめる理由

2 連結親法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日

平成 年 月 日

3 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印 _____ ㊟

(規格A4)

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の取りやめの承認の申請書」の記載要領

この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の5第4項の規定に基づき、やむを得ない事情があるときに連結納税の取りやめの承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出部数

この申請書は、連結親法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、連結親法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を提出してください。

- (1) 出資関係図(申請書の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(申請書の提出時における連結親法人及び連結子法人等を記載した一覧表)

(注) 「連結納税の承認の申請書(次業)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人の法人名等は当該連結子法人ごとに申請書(次業)に記載してください。
- (2) 「1 連結納税を取りやめる理由」欄は、連結納税の適用を受けることをやめる理由を記載してください。
- (3) 「5 連結子法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の取りやめの承認の申請書(次葉)

※整理番号	
※親グループ整理番号	

子

連 結 子 法 人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署名	
	法人名			部門	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -		決算期	
	(フリガナ)			業種番号	
	代表者氏名			入力	
	事業種目			備考	
資本金又は出資金額		円			

- 4 連結子法人が連結納税の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日
平成 年 月 日
- 5 連結子法人の事業年度： 自 月 日 至 月 日

参
考
事
項

※ 税務署処理欄	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
	連結親法人名	所轄局署	局 署
	備考		

(規格 A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名		(記 号 番 号) 平成 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを 承 認 したから通知します。
不相当 却下

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税庁長官に対して異議申立てをすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 異議申立てについて決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(個)

〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 平成 年 月 日 税務署長殿	事業種目 第 項 第 号 第 項 第 号 第 項 第 号	個別届出 連署者 整理番号
所在地 電話() -	同非区分 特別定款 同族会社 同族会社 非同族会社	連結事業年度 (第 年 第 月 第 日)
送附法人名	経理責任者 自署理印	定上金額 額印年月日
代表者 自署理印	届出所在地 届出法人名	申告書 額印年月日
代表者 住所	送付書類	年月日
連結法人 名称及び 所在地		年月日

各連結事業年度の連結法人形の個別帰属額の届出書(連結親法人が普通法人特等の医療法を除外)である連結法人の分(一)第三、四、以後終了連結事業年度分

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

計算所得金額又は 戻上金額(1)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送附法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				
戻上金額(1)																																				
連結法人個別帰属額 (2)-(13)																																				
送付書類 (2)-(13)																																				

税 理 士
署名押印

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が普通法人(特定の医療法人を除く。)—である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法(以下「法」といいます。)第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人(特定の医療法人を除きます。)である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類(個別帰属額に関する書類)を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届出(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の三(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—普通法人(特定の医療法人を除く。)—の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が協同組合等である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、協同組合等である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、協同組合等である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の二(二)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—協同組合等の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書—連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分」の記載要領

この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25（連結子法人の個別帰属額等の届出）の規定により、特定の医療法人である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額、その計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。

また、この届出書は、法第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、特定の医療法人である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。

(注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(一)～別表十七(四)を使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は上たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管の場合には、2通）提出してください。

(注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。

2 各欄の記載要領

この届出書は、「別表一の三(三)各連結事業年度の連結所得に係る申告書—特定の医療法人の分」を参考に記載してください。

このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。

3 添付書類

この届出書(別表三(一)～別表十七(四)を含む。)の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 事業概況書
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

個別帰属額等の一覧表

連 結	:	:	連結親	
事業年度	:	:	法人名	

連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等は、次のとおりであり、その計算の基礎は別添の連結法人に係る個別帰属額等の届出書のとおりです。

一連番号	法人名	納税地等	売上金額	期中加入
			個別所得金額又は個別欠損金額 個別帰属額	
連結親法人			百万円	
			円	
			円	
連 結 子 法 人	1			
連結子法人数 法人	連結親法人及び連結子法人の個別帰属額等の合計額			

(規格 A 4)

参 考	期首の連結子法人数	法人
	期中 加入した連結子法人数	法人
	期中 離脱した連結子法人数	法人
	期末の連結子法人数	法人

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「個別帰属額等の一覧表」の記載要領

1 この一覧表は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の22第2項（連結確定申告書の添付書類）の規定により、連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として支出すべき金額又は法人税の減少額として収入すべき金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）として使用し、個別帰属額等の届出書と併せて、連結確定申告書の添付書類として提出してください。

(注) 1 この一覧表に添付する「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」については、代表者及び経理担当者の自署押印は不要です。

2 連結確定申告書の添付書類は、この一覧表を表紙として、連結親法人及び各連結子法人ごとに、「個別帰属額に関する書類」、「貸借対照表及び損益計算書」、「株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表」、「勘定科目内訳明細書」、「連結親法人の事業等の概況に関する書類」、「組織再編成に係る契約書等の写し」、「組織再編成に係る主要な事項の明細書」の順に添えて提出してください。

3 「個別帰属額に関する書類」は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七(四)】の各様式）を使用して作成してください。

なお、連結子法人に係る個別帰属額に関する書類については、個別帰属額の届出書と併せて提出する個別帰属額の計算の基礎を記載した書類【別表三(二)～別表十七】の添付を省略することができます。

2 各欄の記載要領

(1) 「納税地等」欄は、連結親法人にあつては納税地を記載し、連結子法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「売上金額」欄は、損益計算書の売上（収入）金額の合計額（雑収入、営業外収益及び特別利益を除きます。）を100万円単位（100万円未満の端数は切り上げます。）で記載してください。

(3) 「個別所得金額及び個別欠損金額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の「個別所得金額及び個別欠損金額1」欄の金額を記載してください。

(4) 「個別帰属額」欄は、「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」の種類によりそれぞれ次の金額を記載してください。

イ 連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額14」欄

ロ 連結親法人が協同組合等である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

ハ 連結親法人が特定の医療法人である連結法人の分……「連結法人税個別帰属額12」欄

(5) 「期中加入」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなったことにより、「完全支配関係を有することとなった旨等」を記載した書類（加入）を提出した子法人について○を付してください。

(6) 「連結子法人数 法人」欄は、連結子法人数の合計を記載してください。

(7) 「連結親法人及び連結子法人の個別帰属額の合計額等」欄は、連結親法人及びすべての連結子法人に係る個別帰属額等の合計を記載してください。

(8) 「参考」欄は、連結子法人の異動状況を記載してください。

なお、「加入した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなった子法人数を記載し、「離脱した連結子法人数」欄は、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった子法人数を記載してください。

(注) この一覧表に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 更正の請求書 (連結申告用)		※整理番号	
		※課税/非課税	
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地	〒 _____ 電話 () _____	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	_____ ⑤	
	代 表 者 住 所	〒 _____	
	事 業 種 目	_____ 業	
[国税通則法第23条] の規定に基づき、自平成 年 月 日、連結事業年度の連結確定申告に係る課税標準等 [法人税法第82条] 至平成 年 月 日、 について下記のとおり更正の請求をします。			
区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
連結所得	連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
	同上の軽減税率適用連結所得金額	2	
内訳	その他の金額(1-2)	3	
	法人税額	4	
法人税額の特別控除額		5	
差引法人税額(4-5)		6	
リース特別控除取戻税額		7	
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	8	
	同上に対する税額	9	
連結留保金	課税連結留保金額	10	
	同上に対する税額	11	
使途秘匿金	使途秘匿金額	12	
	同上に対する税額	13	
法人税額計(6+7+9+11+13)		14	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		15	
控 除 税 額		16	
差引連結所得に対する法人税額(14-15-16)		17	
連結中間申告分の法人税額		18	
差引	納付すべき法人税額	19	
	還 付 金 額	20	
翌期へ繰り越す連結欠損金		21	
(更正の請求をする理由等)			
修正申告書提出年月日		平成 年 月 日	派付書類
更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日	
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 _____ 本店・支店 金庫・組合 _____ 出張所 漁協・農協 _____ 本所・支所 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____
	⑤		
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

更正の請求書(連結申告用)の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条又は法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - (1) 税務署に提出した連結確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した連結欠損金額が過少となったこと(申告書に連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度の法人税額が過大となる場合(連結欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から1年以内
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第 82 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- 3 この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- 4 この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる連結確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。
 - (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - (5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
連親 法人名	
代表者 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の
及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額の特別控除額	3	
リース特別控除取戻税額	4	
土地譲渡利益金	5	
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額	6	
連結留保	7	
課税連結留保金額 同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
使途秘匿金額 同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
還付金	16	
連結欠損繰戻し 減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正に伴う	21	
還付法人税額 繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告	賦課決定額	円	円
加算税	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- 1 納付すべき税額は、封筒の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は郵便局へ納付してください。
 (注) 納付書表頭にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法(所得税法第60条、第61条、第118条及び第119条)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{納付すべき本税の額} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の割合} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{期間(日数)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{延滞税の額} \\ \hline \end{array}$$

365

(納税日の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

(納税日の翌日から2月を経過した日以後は14.6%)

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 本税の額が10,000円未満の場合があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年率(1/101~1/31)で適用することとなります。
 具体的な割合は、次のとおりです。
 - ・ 納税日の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合
 - ・ 納税日の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 課税申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以後に更正があったとき(除くその他不正の行為により税金を免れまたは還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条)
 - ② 欠納金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
 延滞税の額が1,000円未満の場合があるときは、これを切り捨ててください。
- 5 さらに、法人税法第81条の2又は同法第81条の2その規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利息がかかりませんので、本税等と併せて納付してください。
- 6 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その賦税を一時に納付することのできないと思われるときは、専用として納税期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 7 内容に不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
平成 年 月 日

税務署長
財務事務官

(印)

更正等に伴う連結利益積立金額等のお知らせ

自平成 年 月 日
平成 年 月 日付 連結事業年度分の法人税額
至平成 年 月 日

等の により、税額計算上のその連結事業年度の翌期首現在連結利益積立金額、各連結法人の翌期首現在連結個別利益積立金額及び当期個別所得金額又は個別欠損金額等は、それぞれ別紙1（翌期首現在連結利益積立金額）及び別紙2（翌期首現在連結個別利益積立金額等）のとおりと認められましたので、お知らせします。

なお、別紙2は、この更正等により翌期首現在連結個別利益積立金額が異動した連結法人について記載しています。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

別紙1 (翌期首現在連結利益積立金額)

(枚のうち 枚目)

一連番号	区分		翌期首現在連結利益積立金額
	法人	名	
各 連 結 法 人 の 連 結 個 別 利 益 積 立 金 額			
納 税 充 当 金			
未 納 連 結 法 人 税			
未 納 法 人 税			
未 納 道 府 県 民 税			
未 納 市 町 村 民 税			
差 引 合 計 額			

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税地	
送附者 法人名	
代表者 氏名	

税務署長
財務事務官

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
第 年 月 日 至 第 年 月 日 ()	申告	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	
	加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵
聖局を含む。）又は寄附金等へ納入（注）してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書
いてください。

(注) 納付書裏面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
納付書面をコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の研究に基づいて行いました。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- 自平成 年 月 日、自平成 年 月 日 又は 自平成 年 月 日
至平成 年 月 日、至平成 年 月 日 又は 至平成 年 月 日
連結事業年度分の処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して
2月以内に に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 平成 年 月 日 税務署長殿		連結欠損金の繰戻しによる還付請求書		※整理番号	
				※連絡用電話番号	
		(フリガナ) 法人名			
		納税地	〒		
		(フリガナ) 代表者氏名	電話() -		
		代表者住所	〒		
		事業種目	業		
法人税法第81条の31の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記					
欠損連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
区 分		請求金額		※金額	
欠損連結 事業年度 の連結欠 損金額	連結欠損金額	1			
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	2			
還付所得 連結事業 年度の連 結所得金 額	連結所得金額	3			
	既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	4			
	差引連結所得金額 (3 - 4)	5			
還付所得 連結事業 年度の法 人税額	納付の確定した法人税額	6			
	仮繰戻しに基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7			
	控除税額	8			
	使途税匡金額に対する税額	9			
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10			
	リース特別控除戻税額	11			
	法人税額 (6 + 7 + 8 - 9 - 10 - 11)	12			
既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13				
差引法人税額 (12 - 13)	14				
還付金額 (14 × 2 / 5)	15				
請求期限	平成 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成 年 月 日		
還付される税金 の受取場所	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号		
			3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等		
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、連結確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条の31第3項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 当初請求に係る還付金額 円 ロ 当初請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日					

税理士署名押印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考	通信日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	---------	----	-------	-----	---------

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条の31第1項の規定によって各連結事業年度において生じた連結欠損金額をその連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注) 法第81条の31第1項の規定は、平成14年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各連結事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した連結事業年度を除く。)において生じた連結欠損金額については、連結親法人が次のイ又はロに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第68条の98①)

イ 普通法人である連結親法人のうち、当該連結事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を要しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

ロ 協同組合等である連結親法人
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって連結親法人につき次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた前日1年以内に終了したいずれかの連結事業年度又は同日の属する連結事業年度において生じた連結欠損金額をこれらの連結事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散（適格合併等による解散を除く。）

ロ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ハ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- 2 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、連結欠損金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、当該連結欠損金額の生じた連結事業年度（以下「欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について、連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、提出してください。この場合、還付所得連結事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - (1) 法第81条の31第1項の規定によって提出する場合は、欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出期限
 なお、やむを得ない事情によって連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていきますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - (2) 法第81条の31第3項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内（連結親法人の連結納税の承認取消し等に係る例外あり。）
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄

イ 「連結欠損金額1」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額）を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰戻す連結欠損金額2」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - (3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ 「連結所得金額3」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額（申告書別表1の2の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額）を記載してください。

ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額を記載してください。
 - (4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得連結事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表1の2の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された連結所得に対する法人税額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。

ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ 「控除税額8」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等について

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- は、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- へ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第68条の11第5項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。
- (5) 「還付金額15」欄には、 $(14 \times 2 / 5)$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった連結欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「連結欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の連結欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の2の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地		法 第 号
法 人 名		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(還付連結事業年度) 自 平成 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至 平成 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にさ
れていないものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長(提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下
「取消訴訟」といいます。)を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

- (注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「連結欠損金の繰戻しによる還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書」は、連結欠損金の繰戻しによる還付請求書が期限後の請求等適法なものでない場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……（の一部）……」のかつこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が×××××円に更正されたことによる。」とか、「……欠損連結事業年度の連結欠損金額××××円が連結所得金額××××円に更正されたことによる。」「還付請求書がその提出期限（×月×日）までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記載する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)


(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号								
		(フリガナ) 名称								
		所在地								
		電話 - -								
(フリガナ) 代表者氏名		◎								
(フリガナ) 退職金共済事業の責任者氏名										
所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。										
退職金共済事業を開始しようとする年月日		平成 年 月 日								
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数		事業者の数	人							
		従業員の数	人							
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。										
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 ^(注1) 一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。		理事の総数 (A)	人							
① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族		「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数 (B)	人							
(注2) 裏面5(理事の状況)に、各理事の氏名、住所等を記載してください		$(B \div A) \times 100$	%							
		(注) 33.3%を超過する場合は、承認要件を満たさないこととなります。								
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日							
申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)		1 退職金共済規程 2 定款又は寄付行為(民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限る。)								
税理士署名押印		◎								
※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁							通知年月日		
(摘要)							通知書	(却下理由)		

21.06改正


(源1411)

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号								
		(フリガナ) 名称								
		所在地								
		電話 - -								
(フリガナ) 代表者氏名		◎								
(フリガナ) 退職金共済事業の責任者氏名										
所得税法施行令第74条第1項の規定により承認を受けたいので、この旨申請します。										
退職金共済事業を開始しようとする年月日		平成 年 月 日								
申請時において退職金共済事業へ加入することの見込まれる事業者の数及び被共済者となることの見込まれるその従業員の数		事業者の数	人							
		従業員の数	人							
承認の取消しを受けたことがある場合には、その取消し通知を受けた年月日		昭和 年 月 日	平成 年 月 日							
申請書に添付した書類(該当するものの符号を○で囲んでください。)		1 退職金共済規程 2 定款又は寄付行為(民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 3 退職金共済事業目論見書 4 退職金共済事業以外に営む業務の説明書及び退職金共済事業が主であることの説明書(退職金共済事業以外の業務を併せて行う民法第34条の規定により設立した法人に限る。) 5 退職金共済規程の基となる条例(退職金共済規程を条例に基づく規則により定めている市町村に限る。)								
税理士署名押印		◎								
※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認	却下
	決裁							通知年月日		
(摘要)							通知書	(却下理由)		

14.07改正


(源1411)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書


		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	代 表 者 氏 名	☎	
	退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名		
税務署長殿			
所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。			
退職金共済規程を変更しようとする年月日		平成 年 月 日	
申請者が一般社団法人又は一般財団法人に該当する場合には、以下の事項について記入してください。			
従前の承認を受けていた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により、特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことはありません。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
申請時における理事の総数のうち、その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある者 ^(注1) である理事の数が占める割合 (注1)一定の特殊の関係のある者とは、次の者をいいます。 ① その理事の配偶者 ② その理事の三親等以内の親族 ③ その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ その理事の使用人 ⑤ ①～④以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの ⑥ ③～⑤の者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族 (注2)理事の状況について、裏面5に記載してください。	理事の総数(A)	△	
	「その理事及びその理事と一定の特殊の関係にある理事(左欄①～⑥)」のグループのうち最も人数が多いグループの人数(B)	△	
	$(B \div A) \times 100$	%	
(注) 33.3%を超える場合は、承認要件を満たさないこととなります。			
変更の内容	項 目	内 容	
	上記の変更を行うこととする事情等		
税 理 士 署 名 押 印 ☎			

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する変更承認申請書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	代 表 者 氏 名	☎	
	退 職 金 共 済 事 業 の 責 任 者 氏 名		
税務署長殿			
所得税法施行令第74条第5項の規定により退職金共済規程の変更承認を受けたいので、この旨申請します。			
退職金共済規程を変更しようとする年月日		平成 年 月 日	
変更の内容	項 目	内 容	
	上記の変更を行うこととする事情等		
税 理 士 署 名 押 印 ☎			

(規格 A 4)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代氏 表 者 名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得 税 法 施 行 令 第 73 条
変 更 承 認

第 1 項 及 び 第 2 項 に 規 定 す る 要 件 の す べ て に 該 当 す る の で、 こ れ を 承 認 し ま す。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代氏 表 者 名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得 税 法 施 行 令 第 73 条
変 更 承 認

第 1 項 に 規 定 す る 要 件 の す べ て に 該 当 す る の で、 こ れ を 承 認 し ま す。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 申 請 の 却 下 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得
変 更 承 認 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得
税 法 施 行 令 第 73 条 第 1 項 及 び 第 2 項 に 規 定 す る 要 件 に 該 当 し な い の で 、 こ れ を 却 下 し
ま す 。

(理由)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

所在地 名 称 代 表 者 名		第 号
		平成 年 月 日

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特 定 退 職 金 共 済 団 体 に 関 する 承 認 申 請 の 却 下 通 知 書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承 認 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得
変 更 承 認 申 請 に つ い て は 、 次 の 理 由 に よ り 、 の 退 職 金 共 済 規 程 が 所 得
税 法 施 行 令 第 73 条 第 1 項 に 規 定 す る 要 件 に 該 当 し な い の で 、 こ れ を 却 下 し ま す 。

(理由)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」(源 1413) 及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」(源 1414) は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な文字を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記載する。
本文の「平成 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記載する。
(追 加)	
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記載する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は
災害(注1)により、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の住宅(注2)又は家財(注3)について、その価額の50%以上の損害(注4)を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失(注5)があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は
(1) 給与等(給料、賞与など)又は公的年金等に対する源泉所得税(徴収猶予と還付)

(2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得(以下「報酬等」といいます。)に対する源泉所得税(徴収猶予)です。なお、(1)の給与等又は(注6)を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は
(1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 還付される金額, 備考. It details the conditions for tax deferral or refund based on disaster damage and income levels.

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証拠が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証拠を給与等の支払者に提示すれば、証拠に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 備考. It details the conditions for deferral of tax on remuneration.

4 この申請書の提出先や提出期限などは
(1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して申請者の納税地の所轄税務署長(注7)に(給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください)。

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に(日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください)。

ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ 給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから

ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることになりすから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者ともにその旨通知されます。ただし、給与等(日雇給与を除く。)又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄(表面4欄)に所要の記載をしようえ、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください。(支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。)

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき(表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき)は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7 申請者の確定申告について
この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、すべて確定申告で税額の清算をすることになります(年末調整は行うことはできません。)

(注) 1 「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害(例えば、失火による焼失)を含みます。

2 「住宅」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)が常時起居する家屋をい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもありますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものを含められません。

4 「損害」額は、申請者(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算(個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください)し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金(まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額)があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産(事業用の資産や生活に通常必要でない資産)は除かれます。について受けた損害額(保険金などで補てられた金額は除かれます)が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。

6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等(日額表内欄)より所得税を徴収される給与等)をいいます。

7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請書の宛先人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください)。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は
災害(注1)により、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の住宅(注2)又は家財(注3)について、その価額の50%以上の損害(注4)を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失(注5)があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は
(1) 給与等(給料、賞与など)又は公的年金等に対する源泉所得税(徴収猶予と還付)

(2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得(以下「報酬等」といいます。)に対する源泉所得税(徴収猶予)です。なお、(1)の給与等又は(注6)を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は
(1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 還付される金額, 備考. It details the conditions for tax deferral or refund based on disaster damage and income levels.

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証拠が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証拠を給与等の支払者に提示すれば、証拠に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

Table with 4 columns: 表面の③の金額, 徴収を猶予される期間, 備考. It details the conditions for deferral of tax on remuneration.

4 この申請書の提出先や提出期限などは
(1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して納税地の所轄税務署長に(給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください)。

ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接納税地の所轄税務署長に(日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください)。

ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

イ 給与等については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから

ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることになりすから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者ともにその旨通知されます。ただし、給与等(日雇給与を除く。)又は公的年金等の還付申請に対する承認、却下と、報酬等の徴収猶予申請に対する却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄(表面4欄)に所要の記載をしようえ、支払者の所轄税務署長に提出してください。(支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。)

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき(表面の①又は②が50%以上で、③が1,000万円以下であるとき)は、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければなりません。

7 申請者の確定申告について
この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、すべて確定申告で税額の清算をすることになります(年末調整は行うことはできません。)

(注) 1 「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害(例えば、失火による焼失)を含みます。

2 「住宅」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)が常時起居する家屋をい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもありますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものを含められません。

4 「損害」額は、申請者(配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。)の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算(個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください)し、住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金(まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額)があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産(事業用の資産や生活に通常必要でない資産)は除かれます。について受けた損害額(保険金などで補てられた金額は除かれます)が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。

6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等(日額表内欄)より所得税を徴収される給与等)をいいます。

7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません(この場合でも、申請書の宛先人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください)。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



(配 当 対 する 所 得 税 の 軽 減 ・ 免 除)
(Relief from Japanese Income Tax on Dividends)
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

適用：有、無

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

? 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
? 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
? 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 Name of Nominee of Principal (Note 11)	元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks)					
<input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust					

5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note 12)

(以下省略)

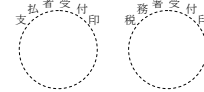
改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



(配 当 対 する 所 得 税 の 軽 減 ・ 免 除)
(Relief from Japanese Income Tax on Dividends)
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税 務 署 整 理 欄)
(For official use only)

適用：有、無

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 配当の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項；
Details of Payer of Dividends

(1) 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
(2) 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)；
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 Name of Nominee of Principal (Note 11)	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal	元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	配 当 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	配 当 の 金 額 Amount of Dividends
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks)							
<input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust							

5 その他参考となるべき事項(注12)；
Others (Note 12)

(同 左)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り）と一緒に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を出し、その後において連続して所得税確定申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除外。）。
法人（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条の2第3項に掲げる認定適格者等（以下「認定適格者等」といいます。）を除きます。）は、その事業年度開始の前2年以内を開始した各事業年度のうちにいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとするに、所得税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとするに、法人税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の前2年以内を開始した各事業年度のうちにいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号その他の手続すべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（仮約適用所得）について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容をかつこに簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数にたり、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return /final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).
If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).
If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions, hereinafter referred to as "Specific Qualified Person") filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.
If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment).

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.
If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable blocks must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such information and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

(以下省略)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書（申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除）」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの（申告対象国内源泉所得）に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約（日米租税条約）の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式 17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書（法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り）と一緒に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を出し、その後において連続して所得税確定申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。
法人（日米租税条約第22条1目、2又は4に係る者を除きます。）は、その事業年度開始の前2年以内を開始した各事業年度のうちにいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を出している場合には、この届出書の添付は省略することができます（ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとするに、所得税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年の分の所得につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けようとするに、法人税確定申告書を出さないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の前2年以内を開始した各事業年度のうちにいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます（ただし、日米租税条約第22条1目、2又は4に係る者及び付表の記載事項に異動がある場合は除きます。）。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号その他の手続すべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得（仮約適用所得）について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容をかつこに簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数にたり、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

(同 左)

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article (Japan-US Income Tax Convention) regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return /final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).
If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).
If a corporation (excluding corporation described in subparagraph f of paragraph 1, paragraph 2 or paragraph 4 of Article 22 of the Japan-US Income Tax Convention) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.
If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment).

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.
If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of corporation described in subparagraph f of paragraph 1, paragraph 2 or paragraph 4 of Article 22 of the Japan-US Income Tax Convention, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable blocks must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such information and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 17-豪
FORM 17-Australia

特典条項に関する付表(豪)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (Australia)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;
Limitation on Benefits Article of Applicable Income Tax Convention
日本国とオーストラリアとの間の租税条約第23条
The Income Tax Convention between Japan and Australia, Article 23

- 2 この付表に記載される者の氏名又は名称;
Full name of Resident

	居住地国の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。 Please Attach Residency Certification Issued by Competent Authority of Country of Residence. (Note5)
--	--

- 3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に 印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check the applicable box in each line as "Yes" or "No." If you check any box as "Yes" in sections A to C, you need not fill in the lines that follow. Only the applicable lines need to be filled in and any necessary documents must be attached.

A

(1) 個人 Individual	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No									
(2) 適格政府機関 (注7) Qualified Governmental Entity (Note7)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No									
(3) 公開会社又は個人若しくは法人以外の者 (注8) Publicly Traded Company, Publicly Traded Person other than an Individual or a Company (Note8)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No									
<table border="1"> <tr> <td>主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units</td> <td>公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange</td> <td>シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>株式 Shares</td> <td><input type="checkbox"/>持分証券 Units</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	<input type="checkbox"/> 株式 Shares	<input type="checkbox"/> 持分証券 Units				
主たる種類の株式又は持分証券の別 Principal Class of Shares/Units	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code								
<input type="checkbox"/> 株式 Shares	<input type="checkbox"/> 持分証券 Units									
(4) 年金基金 (注9) Pension Fund (Note9)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No									
<p>直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものが日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の50%超が、両締約国の居住者である事情を記入してください。 The "Pension Fund" is limited to those where over 50% of beneficiaries, members or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Please provide details below showing that more than 50% of beneficiaries et al. are individual residents of either contracting countries.</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>設立等の根拠法令 Law for Establishment</p>										
(5) 公益団体 (注10) Public Service Organization (Note10)	<input type="checkbox"/> 該当 Yes . <input type="checkbox"/> 非該当 No									
設立等の根拠法令 Law for Establishment	設立の目的 Purpose of Establishment									
	非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption									

B

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A are applicable, please proceed to B.

個人以外の者
Person other than an Individual 該当 Yes . 非該当 No

株式の議決権及び価値の50%以上又は受益に関する持分の50%以上を日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者であるAの(1)から(5)までの者が直接又は間接に所有するものに限ります。(注11)
The "Person other than an Individual" is limited to the person, where residents of Japan or the other contracting countries of the convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(4) or (5) of A own, either directly or indirectly, at least 50% of the aggregate vote and value of the shares of that person or at least 50% of the beneficial interests in that person. (Note11)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) ____/____/____

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholder	居住地国における納税地 Place Where Shareholder is Taxable in Country of Residence	Aの番号 Number of Line A	間接保有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares Owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio (%)) of Shares owned)				(%)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件をすべて満たす者 Resident satisfying all of the following conditions from (a) through (c) 該当 Yes . 非該当 No
 居住地区において従事している事業の概要(注12) ; Description of business in residence country (Note12)

(a) 居住地区において従事している事業が、自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除きます。）ではないこと(注13) : はい Yes . いいえ No
 The business in the country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless the business is banking, insurance or a securities business carried on by a bank, insurance company or securities dealer) (Note13)

(b) 所得等が居住地区において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること(注14) : はい Yes . いいえ No
 An item of income, profit or gain is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence (Note14)

(c) (日本国内において行う事業から所得等を取得する場合) 居住地区において行う事業が日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること(注15) : はい Yes . いいえ No
 (If you derive an item of income, profit or gain from a business in Japan) The business conducted in the country of residence is substantial in relation to the business conducted in Japan. (Note 15)

D 国税庁長官の認定 :
 Determination by the NTA Commissioner
 国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、国税庁長官の認定は不要です。
 If you have received determination from the NTA Commissioner, please describe below the nature of the determination. The convention benefits will be granted within the range of the determination. If any of the above mentioned Lines A through to C above are applicable, then determination from the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination _____年 _____月 _____日

・認定を受けた所得の種類
 Type of income for which the determination was received _____

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

様式 17-豪
FORM 17-Australia

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注 意 事 項

付表の提出について

- この付表は、特典条項の対象となる規定の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)
- 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前の一定期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年
- 租税条約の適用を受けようとする所得、利得又は収益(以下「所得等」といいます。)が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得等について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得等についての特典条項条約届出書の提出を省略することができます。
- 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を変更して提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

- 所得等の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得等の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます。(租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15))にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)この場合、上記の確認をした所得等の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出書から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

- 付表の①欄には、該当する項目について✓印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA-Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得等についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得等についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)
- 適格政府機関とは、①「1」の租税条約の相手国の政府、地方政府若しくは地方公共団体又は政府機能を遂行するその他の機関、②オーストラリア準備銀行、輸出金融保険公社又はフューチャーファンドの投資を管理する公的機関、及び③その他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するものをいいます。

【裏面に続きます。】

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

Submission of the Attachment Form

- If you apply for an article that is subject to the limitation on the benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.) (Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)
- If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention does not need to be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:
If any line of A of Section 3 applies: 3 years
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year
- If the income, profit or gain (Hereinafter, these will be called "income"), for which an application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from a national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividends of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid, an application form for LOB convention is not required, except for the case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.
- If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and the date of the previous submission of application form for LOB convention stated.
- In the case that recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is attached to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Income Tax on Japanese Source Income) (Form 15)", the residency certification must be attached to this attachment form).
In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ①the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ②the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③the date that certification is shown; and ④the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

- Applicable blocks must be checked.
If any of A through to D in 3 applies, the benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, the benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, the benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.)
- "Qualified Governmental Entity" means ①the government of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, any political subdivision or local authority thereof, or any other body exercising governmental functions; ②the Reserve Bank of Australia, Export Finance and Insurance Corporation, or a public authority that manages the investments of the Future Fund, and ③any similar institution as he agreed upon from time to time between the government of the contracting states through an exchange of diplomatic notes.

【Continue on the reverse】

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

8 公開会社とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される法人(二元上場法人に関する取決めに参加する法人を含みます。)をいいます。日豪租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、① オーストラリア証券取引所及びオーストラリアの 2001 年会社法に基づき認定されたその他の証券取引所、② 日本国の金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場、③ 日豪両国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するものをいいます。

また、二元上場法人に関する取決めとは、二の上場された法人が、それぞれ独立した法人としての地位、株主の構成及び株式の上場を維持しながら、23 条 6(c)に掲げる方法を通じて、両法人の経営方針及びそれぞれの株主の経済的利益を統合する取決めをいいます。

個人又は法人以外の者とは、その主たる種類の持分証券が、①又は②の公認の有価証券市場に上場され、又はその公認の有価証券市場において取引が認められ、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引される者をいいます。

9 年金基金とは、①「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立され、②主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得、利得若しくは収益を取得することを目的として運営される者をいいます。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて設立された団体で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるものをいいます(「1」の租税条約の相手国の法令において所得、利得又は収益の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限りません)。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでも構いません。)を添付してください。

11 B の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得等の支払が行われる日(配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日とします。)に充立つ12か月の期間を通じて、判定します。その他の場合には、その所得等の支払が行われる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。なお「年 月 日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による株有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に/印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地域において行う事業はあなたが居住地域において行う事業とされます。

13 「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理するもの」とは、投資としての性格を有する事業をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う事業が該当します。

14 「Cの(b)」の「所得等が居住地域において従事している事業に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得等の基因となる活動が居住地域において従事している事業そのものである場合やその活動が居住地域における事業と一体のものとして行われる場合において取得される所得等をいいます。

15 「Cの(c)」の「日本国内において行う事業との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う事業から所得等を得る場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地域において行う事業の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

8 A "Publicly Traded Company" refers to a company (including a company participating in a dual listed company arrangement whose principle class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In the case of the Japan-Australia Income Tax Convention, "Recognized Stock Exchange" means ①the Australian Securities Exchange and any other securities exchange recognized as such under the Corporations Act 2001 of Australia; ② any stock exchange established by a Financial Instruments Exchange or an approved-type financial instruments firms association under the terms of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan; ③ any other stock exchange which the competent authorities of the Contracting States agree to recognize.

A "Dual Listed Company Arrangement" refers to an arrangement pursuant to which two publicly listed companies, while maintaining their separate legal entity status, shareholdings and listings, align their strategic directions and the economic interests of their respective shareholders through methods mentioned § 23(6)(c).

A "Publicly Traded Person other than an Individual or a Company" refers to a person whose principal class of units in that person is listed or admitted to dealings on a recognized stock exchange specified in ① or ②, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges.

9 A "Pension Fund" refers to a person that is; ①established under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1, and ②operated principally to administer or provide pensions, retirement benefits or other similar remuneration or to earn income, profits or gains for benefits of other pension funds.

10 A "Public Service Organization" refers to an organization established under the laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1 and operated exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or other public purpose only if all or part of income, profits or gains may be exempt from tax under the domestic laws of the other contracting countries of the convention mentioned in 1. Please attach the prospectus for establishment and any documents that explain the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11 In case of withholding taxation, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for the twelve month period which precedes the day of income payment (or in the case of dividends, the date on which entitlement to the dividends is determined).

In all other cases, whether the condition stated in B is satisfied will be tested for at least half the days of the taxable year.

In "State of Shareholders as of (date)", please provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above mentioned test period. In the case that the shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box and attach a separate sheet explaining about the indirect ownership.

12 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your business in that country.

13 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C refers to a business which has the nature of investment such as a business merely acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefits in the resident's own account.

14 "An item of income, profit or gain that is derived in connection with or is incidental to that business in the country of residence" in (b) of C refers to an income, profit or gain derived from activities which themselves constitute the business in the country of residence, or which are conducted as part of the business in the country of residence.

15 "Substantial in relation to the business conducted in Japan" in (c) of C refers to an additional condition if you derive income, profit or gain from a business in Japan either by yourself or by your affiliated corporation. If the volume of business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of the value of assets or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total business, then this condition is not satisfied.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether or not relief under the Convention should be granted.

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)



投資組合契約の外国組員に対する課税の特例に関する(変更)申告書

APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP

税務署整理欄 For official use only 適用:有、無

税務署長 殿 To the District Director, Tax Office

1. 申告者に関する事項 Details of Applicant

Form with fields for Name, Domicile, and Place of Head or Main Office. Includes instructions and a signature line.

2. 特例適用投資組合契約に関する事項 (注: 契約書の写しを添付してください。(注3))

Form with fields for Name of Partnership, Place of Office, Name of Distribution Manager, Detail of Business, Date of Contract, Period of Duration, and Share of Property.

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

3. 特殊の関係のある者に関する事項 (注8、13)
Details of Special Related Person (Note 8, 13)

氏名又は名称 Name			
投資組合財産に対する持分割合 Share of Property	%	損益分配割合 Share of Distribution of Profit and Loss	%

4. 申告者が持分を有する他の組合に関する事項 (注9、13)
Details of the Other Partnership Shared by Applicant (Note 9, 13)

組合の名称 Name			
主たる事務所の所在地 Place of Main Office			
組合の代表者の氏名又は名称 Name of Representative			
2. の組合の投資組合財産に対する持分割合 (注10) Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%	2. の組合に係る損益分配割合 (注10) Share of Distribution of Partnership Mentioned in Box 2 (Note 10)	%
このうち申告者の持分割合 (注10) Applicant's Share of Property Mentioned Above (Note 10)	%	このうち申告者の損益分配割合 (注10) Applicant's Share of Distribution of Profit and Loss Mentioned Above (Note 10)	%

5. 租税特別措置法施行令第26条の30第14項若しくは第15項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の適用に関する事項 (注11、13)
Details Where the Applicant Applies for Paragraph 14 or 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 or 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation (Note 11, 13)

適用条項:

- Applicable Provision:
 租税特別措置法施行令第26条の30第14項及び/又は同令第39条の33第2項
Paragraph 14 of Article 26-30 and/or Paragraph 2 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation
 租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/又は同令第39条の33第3項
Paragraph 15 of Article 26-30 and/or Paragraph 3 of Article 39-33 of the Cabinet Order of the Act on Special Measures Concerning Taxation

(1) 直前に有していた他の恒久的施設に関する事項

直前に有していた他の恒久的施設の名称 Name			
恒久的施設の所在地 Place of Permanent Establishment			
第5号要件を満たすこととなる年月日 Date of Qualifying Requirements of Act on Special Measures Concerning Taxation 41-21(1)(v)		/ /	

(2) 他の投資組合契約に関する事項 (注12)
Details of the Other Applicable Partnership for Exception (Note 12)

他の投資組合の名称 Name			
国内事務所等の所在地 (注6) Place of Office in Japan, etc. (Note 6)			
他の投資組合契約につきこの申告書を提出した場合のその提出年月日 Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit		/ /	

6. 納税管理人に関する事項 (注14)
Details of Tax Agent (Note 14)

氏名 Name		届出をした税務署名 Name of Tax Office Registered
住所又は居所 Domicile or Residence		税務署 Tax Office

7. その他参考となるべき事項 (注15)
Others (Note 15)

--

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「投資組合契約の外国組員の課税の特例に関する(変更)申告書」に関する注意事項
INSTRUCTION FOR "APPLICATION FORM (TO MODIFY PREVIOUS APPLICATION) TO APPLY
FOR SPECIAL PROVISION FOR FOREIGN MEMBER OF INVESTMENT LIMITED PARTNERSHIP"

注 意 事 項

申告書の提出について

1 この申告書は、租税特別措置法第41条の21第1項及び/又は同法第67条の16第1項に規定する非居住者又は外国法人(以下併せて「外国組員」といいます。)が、これらの規定の適用を受けようとする場合、又は既に適用を受けるために申告書を提出している外国組員がその申告書の内容を変更する場合に使用します。

2 この申告書は、3通を作成して、投資組合の無限責任組員で組合利益の配分の取扱いをする者(以下、「配分の取扱者」といいます。)に提出してください。また、配分の取扱者は、このうち2通を申告者から受理した日の属する月の翌月10日までに、組合利益に係る源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。

3 添付書類(契約書の写し)は、2通を配分の取扱者を經由して上記2の所轄税務署長に提出してください。

申告書の記載について

4 申告書の「1」欄及び「2」欄は必ず記入して下さい。「3」欄から「7」欄は、該当する場合に記入して下さい。変更申告書として使用する場合は、「1」欄及び「2」欄の投資組合の名称及び国内事務所等の所在地は必ず記入し、その他の欄は、変更があった場合のその変更後の内容を記載してください。

5 申告書の「1」欄の「住所等」欄について、国内に居所を有する場合は、居所を併記してください。

6 申告書の「2」欄及び「5(2)」欄の記載に当たり、投資組合の国内事務所等の所在地と上記2の納税地が異なる場合には、その納税地を併記して下さい。

なお、国内事務所等とは、国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいい、これらが二以上ある場合はそのうち主たるものをいいます。

また、主たる事務所が国外にある場合には、その国外の所在地を併記してください。

7 申告書の「2」欄の「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄には、申告者が直接に有する割合を記載します。また、括弧内には、「3」欄及び「4」欄の記載がある場合に、「2」欄から「4」欄までの各「持分割合」欄及び「損益分配割合」欄に記載された割合の合計を記載します。

【記入例】

「2」欄の「持分割合」欄が10%、「3」欄の「持分割合」欄が6%、「4」欄の「2」の組合の投資組合財産に対する

INSTRUCTIONS

SUBMISSION OF THE FORM

1 This form is to be used by a non-resident or a foreign corporation who is foreign member of an Investment Limited Partnership to apply for special tax treatment (hereinafter referred to as "the Partnership") under Paragraph 1 of Article 41-21 and/or Paragraph 1 of 67-16 of the Act on Special Measures Concerning Taxation (hereinafter referred to as "the Act"), or in order to change any item(s) reported in the previous application(s).

2 Three copies of this form must be submitted to the Partnership Profit Distribution Manager who is a general partner of the Partnership (hereinafter referred to as "the Manager"). The manager must submit two copies to the district director of the competent local tax office concerning the withholding tax by the 10th of the month following the month in which the application form is received from the applicant.

3 Two copies of the attachment (i.e. copy of contract) must be submitted to the district director explained in note 2 above through the Manager.

COMPLETION OF THE FORM

4 Make sure to fill in boxes 1 and 2; also fill in boxes 3 to 7 if applicable.

Where this form is used for modification, make sure to fill in box 1 and the "Name of Partnership" and "Place of Office in Japan, etc." sections of box 2, and enter any information changed into the other box(es).

5 If the individual has residence in Japan, additionally enter the address of residence in Japan in the "Domicile, etc." of box 1.

6 Enter the place of tax payment explained in note 2 additionally into box 2 and box 5(2) if the place of tax payment explained in note 2 is different from "Place of Office in Japan, etc."

"Office in Japan, etc." means an office, place of business or any other place equivalent in Japan, and means the main place of business if the applicant has two or more offices in Japan, etc.

If the main office locates outside Japan, additionally enter the address of the main office in the "Domicile, etc." section of box 2.

7 Enter the share directly held by applicant in the "Share of Property" and "Share of Distribution of Profit and Loss" section of box 2, and then enter the total of the share in box 2, share in box 3 and "Share mentioned above of Applicant" of box 4 in the parentheses.

[Example]

In the case that the "Share of Property" of box 2 is 10%, "Share of Property" of box 3 is 6% and "Share of Property

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

正

後

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

持分割合」欄が7%の場合は、「2」欄の「持分割合」欄の括弧内に23% (23%=10%+6%+7%) と記載します。

8 申告書の「3」欄は、申告者と租税特別措置法施行令第26条の30第5項第2号に規定する特殊の関係のある者が特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

9 申告書の「4」欄は、申告者が締結している租税特別措置法施行令第26条の30第2項各号に掲げる他の組合(以下、「他の組合」といいます。)が「2」欄に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対する持分を有する場合に記載します。

10 申告書の「4」欄の「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には、他の組合が2.に記載した特例適用投資組合契約に係る投資組合財産に対して有する持分割合を記載し、「このうち申告者の持分割合」欄には、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄に記載した割合のうち申告者が他の組合を通じて有する割合を記載します。損益分配割合についても同様です。

【記入例】

申告者が40%の持分を有しているA組合がB投資組合(特例適用対象)に対して15%の持分割合を有している場合は、「2.の組合の投資組合財産に対する持分割合」欄には「15%」、「このうち申告者の持分割合」欄には「6%」(6%=40%×15%) と記載します。

11 申告書の「5」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第14項若しくは第15項及び/又は同令第39条の33第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける場合に、第5号要件(租税特別措置法第41条の21第1項第5号に掲げる要件をいいます。)を満たす日の前日に有していた恒久的施設(国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものをいいます。)について記載します。

これらの条項の適用を受ける場合は、適用を受ける条項の先頭のボックスにチェックを入れた上で、租税特別措置法施行令第26条の30第14項及び/または同令第39条の33第2項の適用を受ける場合は1)を、同じく同令第26条の30第15項及び/または同令第39条の33第3項の適用を受ける場合は1)及び2)を、それぞれ記載してください。

12 申告書の「5(2)」欄は、租税特別措置法施行令第26条の30第15項及び/または同令第39条の33第3項の規定を受ける場合に、申告者が締結している他の投資組合契約について記載します。

なお、複数の投資組合契約がある場合には、次の点に注意してください。

(1) 全ての契約についてこの申告書が提出されるまでは、特例は適用されません。

(2) 本申告書の提出後、他の投資組合契約につき申告書を提出する場合には、その提出年月日について本申告書を変更する申告書を提出する必要があります。

of Partnership Mentioned in Box 2" of Box 4 is 7%, enter "23%" (23%=10%+6%+7%) in the parentheses of "Share of Property" in box 2.

8 Fill in box 3 where the special related person of the applicant under Article 26-30(5)(ii) of the Cabinet Order of the Act has a share in the property of the partnership for special tax treatment.

9 Fill in box 4 where the applicant has a contract with the other partnership prescribed under each item of Article 26-30(2) of the Cabinet Order of the Act (hereinafter, referred to as "the Other Partnership") which has a share in the property of the partnership mentioned in box 2.

10 Enter the other partnership's share of property of the partnership mentioned in box 2 into "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" in box 4. Enter the percentage of the share of property which the applicant possesses through the other partnership out of the share described in "Share of Property of Partnership Mentioned in Box 2" of box 4; in the same way, fill in "Applicant's Share of Property Mentioned Above."

[Example]

In the case where Partnership A of which 40% of the property is held by the applicant has 15% of the property of Investment Limited Partnership B (applied for the special provision), enter "15%" into "Share of Property of Partnership mentioned in Box 2" and "6%" (6%=40%×15%) into "Applicant's Share of Property Mentioned Above" respectively.

11 Enter details of the permanent establishment in Japan (meaning an office, place of business or any other place equivalent in Japan) which used to be held by the applicant the day before the date when the applicant is qualified requirements of Article 41-21(1)(v) of the Act into box 5, where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(14) or (15) and/or Article 39-33(2) or (3) of the Cabinet Order of the Act.

Check the box of each applicable provision, and fill in (1) where the applicant applies for provisions of Article 26-30(14) and/or Article 39-33(2) of the Cabinet Order of the Act, or fill in (1) and (2) where the applicant applies for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

12 Enter the details of the other applicable investment limited partnership into box 5(2) where the applicant has applied for the provisions of Article 26-30(15) and/or Article 39-33(3) of the Cabinet Order of the Act.

Please note the following information where the applicant has contract multiple investment partnership subject to the special provisions.

(1) Special provisions are not applied until all application for all partnership contracts are submitted.

(2) The application must be submitted to modify information in the "Date of Application for the Other Applicable Investment Limited Partnership if Submit" when the applicant submits the application for another

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

applicable partnership.

13 申告書の「3」欄から「5」欄について、該当する者又は組合が複数の場合には、該当する者又は組合の全てにつき「3」欄から「5」欄の記載内容を記した別紙を添付して下さい。

13 Attach documents which describe information in boxes 3 to 5 about every person or partnership concerned respectively, where there are two or more persons or partnerships concerned.

14 申告書の「6」欄は、国税通則法の規定により納税管理人の届出をしている場合に記載します。

14 Fill in box 6 where the applicant has registered a "tax agent" under the provision of the General Law for National Taxes to the district director of the tax office.

15 変更申告書として使用する場合には、「7」欄に、変更のあった年月日及び最初に提出した申告書の提出年月日を記載してください。また、「1」欄又は「2」欄に係る変更があった場合には、変更前の内容を記載してください。

15 Enter the date of the change and the date of the submission of the previous application into box 7 where this form is used to modify the application. In the case where there is any change in box 1 and/or box 2 enter the items before the change as well.

この申告書に記載された事項その他租税特別措置法上の特例の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether special provision under the Law should be applied or not.

改

正

前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人税の課税標準とされないこととなる 国内源泉所得の明細書		※整理番号	
		(フリガナ) 外国法人の 名	
		本店又は主たる 事務所の所在地	〒
平成 年 月 日	(フリガナ) 代表者氏名		㊟
税務署長殿			
租税特別措置法第67条の16第3項(外国組員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書 の提出年月日	平成 年 月 日	変更申告書の 提出年月日	平成 年 月 日
(フリガナ) 投資組合の名称			
国内事務所等 の所在地			
納税地			
(フリガナ) 配分の取扱者の 氏名又は名称			
国内源泉所得の 種類及び金額	種 類	金 額	
		円	
その他参考と なるべき事項			
税理士署名押印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
		通信日付印	年月日
		確認 印	

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書の記載要領等

- 1 この明細書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 67 条の 16 第 1 項（外国組員の課税の特例）の規定の適用により法人税法（以下「法」といいます。）第 141 条（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得について、その明細を届け出る場合に使用してください。
- 2 この明細書は、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定する外国法人が同項に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を有することになった日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに、所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」欄には、措置法第 67 条の 16 第 3 項に規定するこの明細書を提出する外国法人の名称を記載してください。
 - (2) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (3) 「特例適用申告書の提出年月日」及び「変更申告書の提出年月日」欄には、特例適用投資組合契約（当該外国法人が締結している措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 1 項の規定の適用に係る同条第 2 項第 1 号に規定する投資組合契約をいいます。）に係る措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する特例適用申告書及び措置法第 67 条の 16 第 2 項において準用する措置法第 41 条の 21 第 7 項に規定する変更申告書の提出年月日を記載します。
 - (4) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する投資組合（措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合をいいます。）の名称を記載してください。
 - (5) 「国内事務所等の所在地」欄には、当該投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。以下「国内事務所等」といいます。）の所在地を記載してください。
なお、当該投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、その国外にある主たる事務所の所在地を併記してください。
 - (6) 「納税地」欄には、(5)の国内事務所等の所在地と特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合にその納税地を記載してください。
 - (7) 「配分の取扱者の氏名又は名称」欄には、特例適用投資組合契約に係る措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する配分の取扱者の氏名又は名称を記載してください。
 - (8) 「国内源泉所得の種類及び金額」欄には、措置法第 67 条の 16 第 1 項の規定の適用により法第 141 条に規定する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準とされないこととなる法第 138 条に規定する国内源泉所得の種類及び金額を記載してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例の適用に関する届出書 (フリガナ) 外国法人の名称 〒 本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ) 代表者の氏名		※整理番号	
平成 年 月 日 税務署長殿			
特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項(恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例)の規定の適用を受けたため、下記のとおり届け出ます。 記			
特を 例 締 結 用 し 投 資 組 合 の 契 約 約 合	(フリガナ)		
	投資組合の名称		
	国内にある事務所等の所在地		
	納税地		
投 資 組 合 の 契 約 約 合	特例適用申告書(変更申告書)の提出年月日 平成 年 月 日 (平成 年 月 日)		
	内国法人の株式又は出資の譲渡の時に、特例適用投資組合契約について租税特別措置法第67条の16第1項の規定の適用を受けています。		
	(フリガナ)		
	投資組合の名称 主たる事務所の所在地 租税特別措置法施行令第39条の33の2第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。		
内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める所有割合 年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日 年 月 日～年 月 日			
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (②に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る法人税法施行令第187条第4項第3号に掲げる者に該当する者			
譲渡した内国法人の株式又は出資の明細	銘 柄	株式数又は出資金額	租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式数又は出資金額
			内
			内
			内
			内
その他参考となるべき事項			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考
			通信日付印
			年 月 日
			確認印

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約等について同項に規定する恒久的施設を有しない外国組員の課税所得の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
 (注) 投資組合契約（同令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件を満たすことを証する事項の記載のある投資組合の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。
- 2 この届出書は、譲渡の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「外国法人の名称」及び「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (2) 「特例適用投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する特例適用投資組合契約を締結している場合に記載します。
 イ 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約によって成立する租税特別措置法第 41 条の 21 第 2 項第 2 号に規定する投資組合の名称を記載します。
 ロ 「国内にある事務所等の所在地」欄には、投資組合の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが 2 以上あるときは、そのうち主たるものとします。）の所在地（投資組合の主たる事務所が国外にある場合には、国外にある主たる事務所を含みます。）を記載してください。
 ハ 「納税地」欄には、ロの所在地と特例適用投資組合契約に係る租税特別措置法第 41 条の 21 第 3 項に規定する納税地とが異なる場合に、その納税地を記載してください。
 - ニ 「特例適用申告書（変更届出書）の提出年月日」欄には、租税特別措置法第 41 条の 21 第 3 項（同法第 67 条の 16 第 2 項において準用する場合を含みます。）に規定する特例適用申告書（同法第 41 条の 21 第 7 項（同法第 67 条の 16 第 2 項において準用する場合を含みます。）に規定する変更申告書）の提出年月日を記載してください。
 - (3) 「投資組合契約を締結している場合」の各欄は、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項に規定する投資組合契約を締結している場合に記載します。
 イ 「投資組合の名称」欄には、投資組合契約によって成立する投資組合の名称を記載してください。
 ロ 「主たる事務所の所在地」欄には、投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
 - (4) 「内国法人の発行済株式総数又は出資総額に占める所有割合」の各欄には、内国法人の発行済株式総数又は出資総額のうち次に掲げる者が所有している内国法人の株式又は出資（これらの者が法人税法施行令第 187 条第 4 項第 3 号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限りず。）の数又は金額の占める割合（措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項第 1 号に規定する譲渡事業年度終了の日以前 3 年以内において所有割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合を記載してください。）を記載してください。
 イ 措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等（ロに掲げる者を除きます。）
 ロ イの外国法人に係る法人税法施行令第 187 条第 1 項第 3 号ロの内国法人の特殊関係株主等のうち特例適用投資組合契約等に係る同条第 4 項第 3 号に掲げる者に該当する者
 - (5) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の明細」の各欄
 イ 「銘柄」欄には、措置法令第 39 条の 33 の 2 第 1 項の規定を受けようとする外国法人が譲渡した同項の規定の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄を記載してください。
 ロ 「株式数又は出資金額」欄は、銘柄ごとの株式数又は出資金額を記載してください。
 なお、内国法人の株式又は出資のうちに措置法令第 26 の 31 第 3 項各号に掲げる株式又は出資がある場合には、その数又は金額をこの欄の上段に内書きしてください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)